

感染を抑え込むための要請内容

【県民の皆さんへの要請】（特措法第24条9項）

○外出や人との接触、会合の機会を減らす

➤ 毎日顔を合わせている人間関係の中で過ごす（親族であっても日常的に会っていない者との接触は避ける）

※高齢者の介護や日常生活の支援等、必要があるものは対象外

➤ 体調に異変を感じたら、外出や人との接触を必ず避ける

➤ 基本的な感染対策の徹底（マスクは適切に着用（鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし）、手指消毒は極めて有効）

➤ 「3密」の場は絶対に避ける

○松山市との不要不急の往来自粛

○感染拡大地域（首都圏やまん延防止等重点措置の適用都道府県等）への不要不急の出張・往来自粛